

答申 情第30号

平成26年 3月18日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護審査会

公文書公開（一部公開）決定処分に関する諮問について（答申）

平成25年3月6日付FNo. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成25年1月22日付け開調第3号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）については、結論において妥当である。

2 異議申立ての経緯

(1)平成25年1月8日付けで、異議申立人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「市街化調整区域内に於ける違法建築物の詳細及び処分内容がすべてわかる書類」について公文書の公開請求を行った。

(2)実施機関は、公開請求に係る公文書を「昭和51年度から平成24年度までの違反建築事案処理状況」と特定し、このうち、個人の氏名、住所、土地の所在地番を、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため（条例第7条第1号）」に該当するとの理由で非公開とし、また、法人等の名称、役員氏名を、「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第2号）」に該当するとの理由で非公開とし、平成25年1月22日付けで本件処分を行い、異議申立人に公文書公開（一部公開）決定通知書を送付した。

(3)平成25年2月21日付けで、異議申立人は、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行ったので、実施機関は、同年3月6日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 異議申立人の異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、異議申立書、平成25年4月11日付け意見書及び同年12月18日の審査会での意見陳述において、おおむね次のように主張している。

法人等の名称、役員氏名を公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして非公開としたことが理解できない。法律違反をし、不正を働いたものに正当な利益はない。法律違反をすれば公表されることは予定されることである。非公開部分の公開を求める。

4 実施機関による異議申立てに係る処分を行った理由及び説明

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象となっている公文書について

ア 公開の対象として特定した公文書は、昭和51年度から平成24年度までの違反建築事案処理状況（以下「本件対象文書」という。）である。

イ 本件対象文書は、昭和51年度から平成24年度までの、市街化調整区域内における違反建築物の処理状況を確認するため、所在地番、所有者又は所在地の所有者の住所及び氏名、指導年月日等を記録したものである。

(2) 非公開とした部分

本件対象文書のうち、個人の氏名、住所、土地の所在地番、法人等の名称、役員氏名

(3) 非公開とした理由

ア 個人情報为非公開とした理由

個人の氏名、住所、土地の所在地番は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第1号に該当する。

イ 法人情報を非公開とした理由

市の行政指導に従わずに、都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項による監督処分をされた違反者の情報は公表されることとなっているが、この監督処分に至らない所有者については、法人であっても、自己所有の建築物が違反状態であることや、行政指導を受けていることを一般に公表されることは予定されていない。

したがって、本件対象文書中の法人等の名称、役員氏名を公にすることは、当該法人の社会的評価の低下に繋がるものであり、条例第7条第2号アに該当する。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、昭和51年度から平成24年度までの、市街化調整区域内における違反建築物の処理状況を確認するため、所在地番、所有

者又は所在地の所有者の住所及び氏名、指導年月日等を記録した「昭和51年度から平成24年度までの違反建築事案処理状況」である。

(2) 条例第7条第2号ア(法人等に関する情報)該当性について

ア 本市における違反建築物に対する指導について

実施機関に確認したところ、本市における違反建築物に対する指導は次のとおりである。

まず、都市計画法違反建築物是正指導マニュアルに基づき是正指導を行うが、これは行政指導としての位置付けである。当該指導により是正が期待できない場合、都市計画法第81条第1項の規定に基づく勧告、更に監督処分を行うものである。

監督処分に至ると、同条第3項の規定に基づき、その命令の内容について公示され、違反建築物の所有者、建築主、場所、建築物の概要等について公にされるものである。

イ 条例第7条第2号アの趣旨及び解釈

条例第7条第2号アは、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするものである。

ウ 当審査会の判断

法人等にとって、自己所有の建築物が違反状態であることや是正指導を受けていることは、法人等の格付・評価、法人等に対する指導・取締とその結果等に関する情報であって、公開されることで信用上不利利益を与える情報と考えられる。

異議申立人は、法律違反をすれば公開されることは予定されることであると主張するが、前出の本市における違反建築物に対する手続きに当てはめると、是正指導を行った後も、是正が期待できない場合に、都市計画法第81条第1項の規定に基づく勧告、更に監督処分に進んだ時点で、同条第3項の規定に基づき、初めて違反建築物の所有者や概要等について公示されるのであって、公にされることは、一般的に命令に違反した場合の公表措置として罰則の意味合いがある。

以上のことから、法人等の名称、役員氏名は、違反に関する情報の一部で、監督処分が行われるまでの間は公表されない情報であるので、公開することで、信用上不利利益を与える情報であるといえる。よって、

実施機関が非公開とした法人等の名称、役員氏名については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため、非公開とした決定は妥当である。

(3) 結論

以上の点から、当審査会は、実施機関が非公開とした部分について、公開すべきものではなく、実施機関の判断は結論において妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 3月 6日	実施機関からの諮問
3月28日	実施機関からの理由説明書を受理
5月21日	審議
9月18日	審議
10月28日	審議 実施機関からの意見聴取
11月27日	審議
12月18日	審議 異議申立人の意見陳述
平成26年 2月 7日	審議 実施機関からの意見聴取
3月10日	審議

第2部会委員 北原 仁
井上 雅彦
臼井 雅子